

告示

埼玉県告示第四百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
アイリス調剤薬局 ふじみ野店	ふじみ野市亀久保 一八一八―一六	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成三十一年二月 二十八日
あさがお上尾	上尾市瓦葺二六 八四―一	居宅介護支援	平成三十一年三月 三十一日
さいかい株式会社	比企郡鳩山町小 用一〇二二―一 二	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	平成三十一年四月 三十日

グループホーム越
生町やすらぎ

入間郡越生町越
生九六九一

介護予防認知症対
応型共同生活介護

認知症対応型共同
生活介護

平成二十九年一月
三十一日